

給与差押に係る取立て請求事件の終結について

令和元年（2019年）第3回町田市議会定例会にて委任専決処分の報告をした件について、裁判の内容及び裁判後の状況を次のとおり報告いたします。

1 事件の概要

市は、給与差押の取立を履行しない第三債務者に対し、436,000円の支払いを求めるため、2019年6月25日に町田簡易裁判所に支払督促を申立てました。これに対して、相手方が2019年7月18日に異議を申立てたことにより、支払督促の申立て時に訴訟の提起があったものとみなされました。よって、令和元年（ハ）第334号給与差押に係る取立事件として、2019年8月6日に訴訟の提起に係る専決処分をいたしました。

2 裁判の内容

2020年11月21日の第3回口頭弁論期日において、相手方が市の請求について争わず分割払いを希望し、市は妥当であるとの意見を提出したことで、町田簡易裁判所による和解に代わる決定がなされました。

3 裁判後の状況

2019年12月11日に和解に代わる決定が確定し、相手方は同月から上記請求金額を初回104,000円、次月以降100,000円ずつ分割して市に対して支払うこととなりました。